

# 平成30年度中学校英語検定チャレンジ事業教材作成業務委託に係る企画コンペ公募実施要領

## 1 業務の目的

熊本県教育委員会では、「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に基づき「郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくり」を基本理念に、熊本の子どもたちの夢を叶える教育を推進している。

本プランの重点取組の一つに「英語を話せる子どもを増やします」を掲げ、英語教育の充実に取り組んでいる。平成33年度からの中学校新学習指導要領の全面実施に向け、本県の中学生の主体的な学習と英語力向上を目指すため、英検二次試験に対応したスピーキングテスト問題及び映像教材（DVD）を作成し、県内中学校において活用することにより、本県中学校英語教育の充実を図る。

## 2 業務の概要

### (1) 名称

平成30年度中学校英語検定チャレンジ事業教材作成業務

### (2) 内容

- ① スピーキングテスト問題カードの作成に関わる業務
- ② スピーキングテスト映像教材（DVD）の作成に関わる業務
- ③ 成果物の各学校等への配送業務

### (3) 詳細

別紙の「平成30年度中学校英語検定チャレンジ事業教材作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」によることとする。

### (4) 委託料上限額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。

### (5) 業務の履行期限

平成30年9月28日（金）午後5時

## 3 企画コンペを実施する理由

上記「1 業務の目的」を達成するためには、スピーキングテスト問題カードのイラスト製作や面接の場面を想定した映像作成など、DVDの高度な編集技術等が必要であり、かつ教材作成に精通した者による企画案の中から、優秀で効果的な企画案を選定できる企画コンペ方式を採用することが適当であるため。

## 4 企画コンペ参加資格要件について

企画コンペに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき入札参加資格を有する者であると平成30年7月3日（火）までに決定された者。

入札参加資格を有していない場合は、次のとおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書の提出期限

平成30年6月18日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本実施要領の写しを添付のうえ持参、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

未登録者は、平成30年6月18日（月）午後5時までに、企画提案参加申請書を管理調達課に提出すること。様式は、熊本県のホームページからダウンロードすることができる。

なお、企画提案参加申請書の提出に当たっては、本実施要領の写しを持参、又は郵送するものとし、有資格と決定される期限を平成30年7月3日（火）午後5時とする。

- (3) 参加表明届提出時に、熊本県から指名停止を受けていない者。
- (4) 熊本県内に本店、支店の事務所があり、業務の実施にあたって、県教育委員会の要求に応じて従業員が即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (5) 英語教材作成又はこれに準じる出版物の作成に係る実績を有し、教科書に準じた用語使用、著作権処理等について専門的な知識・技能を有すること。

## 5 企画コンペ参加手続きについて

企画コンペに参加する者は、次の手続等を行うこととする。

### (1) 企画コンペ説明会への出席

① 日時 平成30年6月18日（月）午前9時30分～午前10時30分

② 場所 熊本県庁北側駐車場横会議等 第2会議室

なお、説明会への出席を希望する者は、平成30年6月14日（木）午後5時までに、電話により、会社名、部署名、氏名及び出席者数を熊本県教育庁教育指導局義務教育課（以下、「義務教育課」という。）に連絡すること。

### (2) 企画提案書の提出

企画提案書及びその他の提出書類の記載並びに提出部数については、別添の「平成30年度中学校英語検定チャレンジ事業教材作成に係る業務委託に関する企画提案書作成要領」によること。

#### ① 提出先（担当課）

熊本県教育庁教育指導局義務教育課

〒862-8609 熊本市水前寺6丁目18番1号（熊本県庁新館6階）

電話番号 096-333-2688（直通）FAX番号 096-385-6718

#### ② 提出期限

平成30年7月4日（水）午後5時（郵送の場合は当日必着）

## 6 企画コンペについて

### (1) 審査方法

別に定める委員により構成される平成30年度中学校英語検定チャレンジ事業教材作成業務委託に係る企画コンペ審査会（以下「審査会」という。）が行う。

なお、審査会の詳細については、別途「平成30年度中学校英語検定チャレンジ事業教材作成業務委託に係る企画コンペ審査会設置規程」（以下「設置規程」という。）にて定める。

### (2) 実施日時等

企画提案を行う者は、次に定める企画コンペに参加し、提案内容について発表する。

#### ① 実施日時

平成30年7月6日（金）午後1時30分から

#### ② 実施場所

熊本県庁行政棟本館13階 1301会議室

### ③ 発表方法

- ア 提出書類にもとづき、提案内容について発表すること。
- イ 持ち時間は1社20分（発表15分、質疑応答5分）以内とする。なお、準備時間は5分以内とし、発表順は企画書を提出した順番とする。
- ウ 発表会への出席人数は、3人以内とする。
- エ 提出資料以外の当日資料の配付は認めない。ただし、プレゼンテーションソフト、スライド等を使用した発表は認める。（プロジェクター、スクリーンは義務教育課で用意する。）
- オ 審査員が発表者の社名等を判別、推測できないようにすること。（社名等を名乗ったり、名札等を着用したりしないこと）違反した場合は失格とする場合がある。
- カ 時刻、場所等の詳細は、平成30年7月4日（水）までに電話で連絡する。

## 7 委託先の決定について

### (1) 委託先の決定方法

企画提案書及び企画提案発表をもとに、審査会において下記に定める審査基準を踏まえ、総合的な評価を行い、委託先を決定する。

なお、審査の詳細については、設置規程にて定める。

#### 【審査基準】

#### ア 的確性及び妥当性

本業務の目的を理解し、責任感をもって事業に取り組もうとしているか。  
事業内容に見合った予算規模であり、適正かつ妥当な価格が設定されているか。

#### イ 計画性及び実現性

事業の遂行に必要な組織・人員・技術などの業務実績を有しているか。  
計画に具体性があり、業務の履行期限までに終了できるか。

#### ウ 専門性及び独創性

英語の発音や表記、デザイン、イラスト等が適切であるか。  
言語の使用場面や言語の働きを考慮した内容となっているか。  
生徒の興味関心を引く工夫はなされているか。

### (2) 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合には、無効とする。

- ① 4に掲げる資格のない者が企画提案書及びその他の書類を提出した場合
- ② 企画提案書及びその他の書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 仕様書及び作成要領に示した企画提案に関する要件に適合しない場合

## 8 委託先決定の通知等

- (1) 企画提案書を提出した者に対しては、審査結果について書面により通知する。
- (2) 委託先に決定されなかった者は、熊本県教育委員会から配付された一切の書類を返却しなければならない。

## 9 契約に関する事項

### (1) 契約締結の手続き

- ① 熊本県教育委員会は、審査の結果、事業者を選考した後、事業計画書及び見積書を徴し、予定価格の金額以下であった場合において契約を締結する。
- ② 熊本県教育委員会は、選考された事業者が提出した企画提案書をもとに契約書を作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

なお、熊本県会計規則第78条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

#### 10 その他

- (1) 版下等の成果物の著作権は、全て熊本県教育委員会に属するものとする。
- (2) 仕様書及び要領等、熊本県教育委員会から配付した資料を無断で使用することを禁止する。
- (3) 企画提案書及びその他の資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書は、提出者に無断で使用することはない。ただし、提案のあった内容については参考にすることがある。
- (5) 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によること。
- (6) この要領に定めのない事項については、提出者と熊本県教育委員会が協議して決定するものとする。